

# JAリフォームローン

## 特別金利

太陽光発電システム・エコキュート等のご購入や、宅内リフォーム等をされるお客様に！！

### 基金協会保証型

令和5年  
12月31日まで

#### 変動金利型 特別引下げ金利

年 **1.0** %

(別途保証料がかかります)

JAリフォームローン(変動金利型)  
店頭標準金利 年1.95%：特別金利 年1.50%  
(令和5年10月1日現在)

#### 特別引下げ金利適用条件

●以下の①～③の条件に該当される方は特別金利より最大年0.5%軽減します。

①当組合にてJAバンクローンをご利用中の方。

年0.5%引下げ

②当組合にて給与振込又は年金をご利用中または今後ご利用いただける方。

年0.5%引下げ

③当組合にて通帳レス口座及びJAバンクアプリをご利用中又は新たにご利用される方

年0.5%引下げ



◇特別金利は原則3か月毎に見直します。(金融情勢等の変化により見直しさせていただくことがあります。)

#### 【JAリフォームローン商品概要】

- お使いみち：住宅関連設備等の購入設置等、増改築・改装・補修、借換、空き家解体費用
- 対象となる方：お借入時年齢が20歳以上66歳未満(最終返済時80歳未満)の方(ご契約期間が10年超の場合、団体信用生命共済に加入できる方)
- お借入期間：1年以上15年以内
- お借入額：10万円以上1,000万円以内(所要金額の範囲内で1万円単位)
- お借入利率：変動金利型のため期間中にお借入利率が変動します。
- ご返済方法：元利均等返済とし、毎月返済方式またはボーナス併用方式のいずれか(ボーナス併用方式の場合、ボーナス時返済はお借入額の50%以内)
- 手数料：融資手数料はかかりません。一部・全額繰上返済手数料5,500円(税込) 条件変更手数料5,500円(消費税込)
- 担保・保証：担保は設定しません 富山県農業信用基金協会が保証します。(保証料率：0.60%～0.80%)

#### 【ご注意】

- ※ローンのご利用は、JA所定の資格・要件を満たす方に限らせていただきます。
- ※ローン商品の詳しい内容については、店頭にて説明書をご用意しております。
- ※店頭にて返済額の試算を承っております。
- ※現在利用中のJAリフォームローンのお借換えにはご利用いただけません。
- ※特別軽減金利適用期間中にご返済の滞りなどが発生した場合には、次回金利見直し時から利率引き下げの適用を中止させていただく場合がございます。
- ※ローンには審査があります。審査の結果、お客様のご希望にそいかねる場合があります。

#### ●毎月のご返済例

お借入れ額 100万円 適用利率 年1.00% 元利均等返済 毎月払いの場合

お借入れ期間	5年	7年	10年
毎月ご返済額	17,093円	12,331円	8,760円

※実行日、お借入れ期間によっては、上表と異なる場合があります。

#### 必要書類

- 源泉徴収票 確定申告書 所得証明書 納税証明書
- 運転免許証 健康保険証 住民票
- 見積書 契約書 登記簿謄本(建物)
- 返済予定表(写) 残高証明書(写) 通帳(写)
- その他組合が必要とする書類

『JAとのお取引はこれから』というお客様もお気軽にどうぞ！！

(ご利用に関しては、組合員加入のための出資が必要となります)

□南部支店(東布施・田家・石田・前沢) TEL:0765-54-5454

□三日市支店 TEL:0765-54-0003

□北部支店(大布施・村椿・荻生) TEL:0765-54-0034

□生地支店 TEL:0765-56-8013

□東部支店(若栗・愛本・浦山・下立・内山) TEL:0765-65-7200

担当 \_\_\_\_\_



〒938-0042 富山県黒部市天神新210番地の1 TEL:0765-54-2053(融資課)

http://www.ja-kurobe.jp/

# 商品概要説明書

J Aリフォームローン

(2023年10月1日現在)

商品名	J Aリフォームローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A の組合員の方。</li><li>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。</li><li>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</li><li>○原則として、勤続年数が 1 年以上の方（自営業者の方は営業年数が 3 年以上の方）。</li><li>○借入期間が 10 年を超える場合は、団体信用生命共済（保険）に加入できる方。</li><li>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 (住宅関連設備の例)<ul style="list-style-type: none"><li>①門、塀、車庫、物置。</li><li>②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。</li><li>③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。</li><li>④冷暖房設備、給排水施設、家具、家電、照明器具などのインテリア。</li><li>⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。</li><li>⑥太陽光発電システム。</li><li>⑦耐震改修工事費。</li><li>⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。</li><li>⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。</li><li>⑩その他住宅本体以外のもの。</li></ul></li><li>○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。</li></ul>
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○1 年以上 15 年以内とします。</li><li>○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。</li></ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○次のいずれかよりご選択いただけます。</li><li>【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライ</li></ul>

	<p>ムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日まで基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>										
返済方法	<p>○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。</p>										
担保	<p>○不要です。</p>										
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関(富山県農業信用基金協会の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p>										
保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>②分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.8%です。</p>										
団体信用生命共済(保険)	<p>○借入期間が10年を超える場合は、当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。また、借入期間が10年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。</p> <p>なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="528 1832 1337 2074"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済(保険)名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>借入期間が10年以内の場合</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>取扱い無し</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.1%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	なし	借入期間が10年以内の場合	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	取扱い無し	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%
団体信用生命共済(保険)名	加算利率										
団体信用生命共済(特約なし)	なし										
借入期間が10年以内の場合	なし										
長期継続入院特約付団体信用生命共済	取扱い無し										
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%										

	<table border="1"> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.1%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.2%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険</td> <td>年 0.1%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td> <td>年 0.2%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命保険（ワイド）</td> <td>年 0.3%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済（連生）	年 0.1%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.2%	がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.1%	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年 0.2%	団体信用生命保険（ワイド）	年 0.3%
団体信用生命共済（連生）	年 0.1%										
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.2%										
がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.1%										
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年 0.2%										
団体信用生命保険（ワイド）	年 0.3%										
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.3%</p>										
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…5,500 円</p> <p>②一部繰上返済の場合…5,500 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または企画総務部（電話：0765-54-2050）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 企画総務部または J A バンク相談所にお申し出ください。富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>										
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>										

J A くらべ